

# 条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 21 年度
条 例 名		神奈川県社会教育委員の定数及び任期に関する条例	
条 例 番 号		昭和 24 年神奈川県条例第 52 号	法 規 集 第 14 編第 5 章第 1 節
所 管 部 局 室 課		教育委員会教育局生涯学習文化財課	
条 例 の 概 要		社会教育法第 15 条第 1 項に基づき、県教育委員会に設置する社会教育委員の定数及び任期に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  ( 現在でも 必要な条 例か。 )	社会教育に関する教育委員会への助言については、別途設置されている生涯学習審議会においても行うことが可能である。 なお、社会教育関係団体へ補助金を交付する際に義務付けられていた社会教育委員への意見聴取については、平成 20 年 6 月の社会教育法改正により、他の条例設置の審議会等で行うことが可能となった。	平成 20 年度から休会 (これまで、社会教育委員は全員生涯学習審議会委員と重複し、任命を行っていたが、社会教育上の協議・審議内容に関しては、生涯学習審議会に扱うことが可能であることから、平成 20 年度から委員の委嘱を行っていない。)
	有効性  ( 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 )	社会教育委員の役割は、生涯学習審議会における調査審議を通じて、同様の効果を上げることが可能である。	
	効率性  ( 現行の内 容で効率 的といえ るか。 )	社会教育委員の役割について、生涯学習審議会における調査審議を通じて、同様の効果を上げられるため、組織上の重複面がある。	
	基本方針適 合性  ( 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 )	「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」においては、所掌事務等が類似又は重複している附属機関について見直しを行うこととしているため、社会教育委員についても同要綱に基づき、見直しを行う必要がある。	
	適法性  ( 憲法、法令 に抵触し ないか。 )	社会教育法に基づき必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由		特 記 事 項
	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>		社会教育委員の役割は、生涯学習審議会における調査審議を通じて同様の効果を上げることが可能であることから、条例の廃止を検討する。
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	有 (無)